

## 重要な事項等説明書 動産総合保険 用

### ジェイアイ傷害火災保険株式会社

本書面にはご契約にあたっての「特に重要なお知らせ」が記載されております。「契約概要」には、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項、「注意喚起情報」には、ご契約者にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳しくは、別途「パンフレット」、「普通保険約款・特約」などを十分ご覧頂くことをあわせてお願いいたします。また、「普通保険約款・特約」などのご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 契約概要

### 1. 商品の仕組みについて

動産総合保険は、動産総合保険普通保険約款およびセットされる特約から構成されます。主な保険の対象などは次のとおりです。

〈主な保険の対象（動産）〉 ※詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- ・法人用特定動産（会社、店舗などが所有、使用している営業用の什器、備品など）
- ・個人用特定動産（個人が所有、使用している高価な家財など）
- ・商品、在庫品（メーカー、販売会社などが所有する商品、在庫品など）
- ・現金、小切手、有価証券（事務所内などで保管中、銀行などへ輸送中の現金、小切手、有価証券など）
- ・展示品（見本市、展示会に出品する動産など）

〈保険の対象（動産）とならない主なもの〉 ※詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- ・加工または製造中の動産
- ・自動車、船舶、航空機
- ・運送中のみを補償する契約

### 2. 補償内容について

(1) 保険金をお支払いする主な場合

#### ●損害保険金

火災、落雷、破裂または爆発、盗難、破損など偶然な事故により保険の対象（動産）に生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。詳しくは、普通保険約款・特約などでご確認ください。

#### ●主な費用保険金

損害保険金とは別に、事故時の費用をカバーする費用保険金をお支払いいたします。主なものは以下のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約などでご確認ください。

費用保険金の種類	費用の内容
臨時費用保険金※	保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用として、損害保険金×30%（1回の事故につき300万円限度）をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、清掃費用など）の実費（損害保険金×10%限度）をお支払します。
損害防止費用	火災などの罹災時に損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち所定のものについて実費をお支払いします。

※特別な場合を除き、「臨時費用保険金に関する特約」がセットされ、火災、落雷、破裂または爆発以外の事故により保険の対象が損害を受けた場合には、臨時費用保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

#### ●修理付帯費用保険金

保険の対象が家財、または、保険の対象の主たる保管場所が居住の用に供する部分もしくは営業用倉庫内である場合を除き、「修理付帯費用保険金補償特約（一般物件用）」がセットされ、保険の対象に火災、

落雷、破裂または爆発の損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な所定の費用について、修理付帯費用保険金（保険金額×30%（1,000万円限度））をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

以下に記載のものは主な場合です。詳しくは、普通保険約款・特約などの「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

- ・保険の対象の欠陥によって生じた損害
- ・保険の対象の自然の消耗または性質による変色、変質、さび、ねずみ食いなどによって生じた損害
- ・偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故によって生じた損害（ただし、これらの事由によって火災、破裂または爆発が発生した場合は除きます。）
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・台風、旋風、暴風、暴風雨などの風災によって屋外に所在する保険の対象に生じた損害（特別な場合を除き、「屋外物件・風災危険補償対象外特約」がセットされます。）

### 3. 主な特約について

この保険の主な特約は以下のとおりです。なお、ご契約によっては、自動的にセットされる特約もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の内容
使用人等の不正行為補償対象外特約	保険契約者、被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき方などが、単独に、もしくは第三者と共謀して行った窃盗、強盗、恐喝などによって保険の対象に生じた損害については、保険金をお支払いしない特約です。
免責金額特約	全損の場合、または、火災、落雷、破裂または爆発による損害の場合を除き、1回の事故によって生じた損害の額が保険証券記載の自己負担額（免責金額。以下、同様とします。）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金をお支払いする特約です。
擦損・汚損等補償対象外特約	かき傷、すり傷、欠け傷などの単なる外観上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害については、保険金をお支払いしない特約です。
管球類単独損害危険補償対象外特約	保険の対象のうち真空管・ブラウン管・電球などの管球類に単独に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしない特約です。
協定保険価額特約	保険証券記載の保険の対象の価額をもって保険価額とする特約です。
美術品（格落損害危険補償対象外）特約	保険の対象が美術品である場合は、全損の場合は協定保険価額、分損の場合は実際に修繕に要した費用を保険金としてお支払いする特約です。（分損の場合、価値の下落（格落損害）は損害の額に含めません。）
楽器特約	楽器が保険の対象である場合、「弦の切断または打楽器の打皮の破損（ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。）」または「音色または音質の変化」の損害については、保険金をお支払いしない特約です。

### 4. 保険期間（保険のご契約期間）について

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則1年間です。なお、ご契約によっては、1年未満の短期契約などを引き受ける場合があります。詳しくは取扱代理店または弊社へお問い合わせください。また、実際にご契約の保険期間につきましては、申込書などでご確認ください。

### 5. 引受条件（保険金額など）について

お申込みの際に、補償の項目ごとに保険金額や自己負担額を設定していただきますが、補償の項目によっては、あらかじめ設定されている場合もあります。実際にご契約いただく保険金額、自己負担額につきましては、申込書、パンフレットなどにてご確認ください。なお、保険金額の設定につきましては、以下の点に特にご確認ください。

#### ●保険金額の設定

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額は評価額（※）いっぱいにお決めください。保険金額が評価額に満たない場合には、お支払いする保険金が損害額よりも少なくなる場合があります。また、評価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは評価額が限度となります。

※評価額について

動産総合保険では、時価額を基準に保険金額を設定いただき、保険金も時価額（使用による消耗分を控除した金額）を基準にお支払いいたします。保険の対象が美術品などの場合、再購入するために必要な金額（再調達価額）を基準に保険金額の設定をしていただくことも可能です。（詳しくは、「3. 主な特約について／協定保険価額特約、美術品（格落損害補償対象外）特約をお読みください。）

## 6. 保険料について

- (1) 保険料は、保険の対象の種類、保険金額、保険期間、保険の対象を収容する建物の所在地・構造などによって決定されます。実際にご契約の保険料につきましては、申込書などをご確認ください。
- (2) 1 保険契約につき、弊社所定の最低保険料を設定しております。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- (3) 保険期間中の予想数字に基づいて暫定保険料を領収した保険契約については、保険期間終了後に保険期間中の確定数字に基づく確定保険料（確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料）との差額を返還または請求させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

## 7. 保険料の払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）について

保険料の払込方法は、以下のいずれかからお客様のご希望にあった払込方法、払込手段をお選びください。

- 直接集金方式…一時払・分割払
- 口座振替方式…分割払

## 8. 満期返戻金・契約者配当金に関する事項について

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はございません。

## 9. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社にご連絡ください。解約の条件によっては、普通保険約款などの定めるところにより、保険料を返還、または、未払保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還される保険料があっても、多くの場合で払込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。また、保険期間中の予想数字に基づいて暫定保険料を領収した保険契約については、解約時までの確定数字に基づく確定保険料（確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料）との差額を返還または請求させていただくこととなります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

## 10. 苦情・ご相談窓口について

保険の内容に関する苦情・お問い合わせ ・ご相談窓口	0120-877030（フリーダイヤル） 一部お繋ぎできないIP電話等からは03-6634-4321をご利用ください。 受付時間：平日の午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く。）
事故受付サービス	0120-399061（フリーダイヤル）受付時間：24時間
指定紛争解決機関 弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター （損害保険相談・紛争解決サポートセンター） 0570-022808（ナビダイヤル <sup>※1</sup> ） ※1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。 一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは 03-4332-5241 <sup>※2</sup> をご利用ください。 ※2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 （土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。） （いずれの番号も所定の通話料がかかります。） 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <a href="http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/">(http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/)</a>

## 注意喚起情報

### 1. クーリング・オフ（契約申し込みの撤回など）について

保険期間が1年を超える保険契約の場合、ご契約のお申込み後であっても次のとおりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

- (1) お客様がご契約をお申込みいただいた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことができます。

- (2) クーリング・オフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社の本社クーリング・オフ窓口あてに必ず郵便にてご通知ください。

※ご契約を申し込まれた取扱代理店では、クーリング・オフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

<送付先> 〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX16階  
ジェイアイ傷害火災保険株式会社「クーリング・オフ窓口」行

クーリング・オフを希望される場合は、まずお手元に保険料領収証および申込書控をご用意ください。その上ではがきに次の必要事項をもれなくご記入し、郵送してください。

<記載事項>

- ①ご契約をクーリング・オフする旨の内容 ②ご契約を申し込まれた方のご住所、お名前（捺印）、電話番号 ③ご契約を申し込まれた年月日（申込書控の左上に記載しております。） ④ご契約を申し込まれた保険の内容 a. 保険種類 b. 証券番号（申込書控の右上）または領収証番号（保険料領収証の右上） ⑤ご契約を申し込まれた取扱代理店（保険料領収証の下部に記載しております。）
- (3) クーリング・オフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、取扱代理店および弊社はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われた場合は、弊社が保険料を受領した日）からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。

<クーリング・オフできない場合>

次の契約は、クーリング・オフできませんのでご注意ください。

- ・保険期間が1年以下のご契約（自動継続特約をセットしたご契約を含みます。）
- ・営業または事業のためのご契約 法人または社団・財団などが締結したご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を補償するためのご契約
- ・予め訪問日をご通知いただき、かつ、そのご通知またはご訪問の際に保険契約の申込みをするための訪問である趣旨を明らかにされた上で、保険会社・取扱代理店などの営業所などで申し込まれたご契約
- ・預貯金口座への振込みによる方法で保険料を払い込まれたご契約  
ただし保険会社・取扱代理店などに振込みの依頼をされた場合〔取扱代理店が銀行などの場合には、当該銀行などのATMにより保険料を払い込まれた場合も含みます。〕にはクーリング・オフができます。
- ・通信販売に関する特約により申し込まれたご契約 など

※なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

## 2. 告知義務および告知事項について

- (1) 保険契約者または被保険者には、危険（損害の発生の可能性）に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項として弊社が告知を求めたもの（申込書の左下の告知事項欄の部分が該当します。）について、告知事項として、保険契約の締結時に正しく告知していただく義務（告知義務）があります。主な項目は、以下となります。

告知事項のうち、特にご注意ください項目（主な項目）	
① 保険の対象	
② 保険の対象を収容する建物の用途（保険の対象を収容する建物の用法）、保管場所（保険の対象を収容する建物の所在地）	
③ 保険の対象を収容する建物の構造	
④ 保険の対象の使用地域、移動経路	
⑤ 同種の危険を補償する他の保険契約等（共済を含みます。）の有無およびその内容（他の保険契約等）	
⑥ 過去2年間の保険金受領・請求の有無（過去の事故歴）	など

- (2) 上記(1)の告知事項に関して、お申込みや保険契約締結の際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合には、弊社は、「告知義務違反」として、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することがあります。なお、弊社が「告知義務違反」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- (3) 上記(1)の告知事項に関して、訂正が必要となった場合、訂正前の保険料と訂正後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

(4)上記(1)の告知事項に関しては、取扱代理店または弊社にご連絡ください。(弊社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しており、当該告知事項の受領権も有しております。)

### 3. 保険契約の無効および取消しについて

#### (1) 保険契約の無効

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的、または、第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、保険契約は無効となります。なお、保険契約が無効となる場合、弊社はすでに払い込まれた保険料は返還いたしません。

#### (2) 保険契約の取消し

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を取消すことがあります。なお、弊社が保険契約を取消した場合、弊社はすでに払い込まれた保険料は返還いたしません。

### 4. 重大な事由による解除について

弊社は、以下のいずれかに該当する場合には、「重大な事由」による解除として、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することがあります。なお、弊社が「重大な事由」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① 保険契約者または被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または、生じさせようとした場合
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または、行おうとした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合 など

### 5. 通知義務について

(1) 保険契約者または被保険者には、保険契約の締結後に通知事項（申込書記載事項のうち、通知義務の対象として保険証券に※印を表示した項目をいいます。）に変更が発生した場合には、遅滞なく、取扱代理店または弊社に通知していただく義務（通知義務）があります。主な通知事項は、告知事項に該当する項目（ただし、他の保険契約等に該当する項目および過去の事故歴は除きます。）および以下の項目となりますが、詳しくは、保険証券の通知事項欄にてご確認ください。

通知事項のうち、特にご注意ください項目（主な項目）
① 保険の対象を収容する建物の用途（保険の対象を収容する建物の用法）、保管場所（保険の対象を収容する建物の所在地）
② 保険の対象を収容する建物の構造
③ 保険の対象の使用地域、移動経路 など

(2) 上記(1)に関して、変更の発生によって危険の増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、遅滞なく通知を行わなかった場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することがあります。なお、弊社が解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

(3) 上記(1)に関して、通知いただいた内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、保険契約者に対する書面による通知をもって、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

### 6. 保険の対象の譲渡について

#### (1) 保険の対象のみを譲渡する場合

保険契約の締結後に被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、取扱代理店または弊社に書面をもって通知していただく必要があります。保険契約を譲渡せず、保険の対象のみを譲渡する場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効となります。

#### (2) 保険の対象および保険契約を譲渡する場合

保険契約の締結後に被保険者が保険の対象を譲渡する場合で、あわせて保険契約者が保険契約に適用される権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させる場合には、保険契約者は、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、取扱代理店または弊社に書面をもって申し出てください、弊社の承認を得る必要があります。

### 7. 保険契約の失効について

保険契約の締結後に以下のいずれかに該当した場合には、その事実が発生した時に保険契約は失効となります。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、弊社が保険金を支払う損害が発生しており、保険の対象が全損（全焼・全壊）となった場合を除きます。
- ② 保険の対象が譲渡された場合。ただし、「注意喚起情報6. 保険の対象の譲渡について(2) 保険の対象および保険契約を譲渡する場合」に該当する場合を除きます。

### 8. 保険金額の調整について

#### (1) 保険契約締結の際の誤りに基づく調整の場合

保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者は、弊社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取消すことができます。なお、保険契約者が超過部分について保険契約の取消しを行う場合、弊社は、保険契約締結時に遡って、取消された部分に対応する保険料を返還します。

#### (2) 保険契約締結後の保険の対象の価額の減少による調整の場合

保険契約の締結後に、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、弊社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の評価額にいたるまでの減額を請求することができます。

### 9. 住所変更について

保険契約者は、保険契約の締結後に保険契約者の住所を変更した場合には、遅滞なく、取扱代理店または弊社に通知していただく必要があります。

### 10. 責任開始期について

保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。保険料はご契約と同時に払込ください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

### 11. 保険料の払込猶予期間などについて

- (1) 第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に発生した事故による損害に対しては保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- (2) 分割払でご契約の場合で、弊社が保険金を支払うべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料の払込をお願いする場合があります。

### 12. 支払事由に該当しない場合および免責事由など保険金をお支払いできない場合のうち、主なものについて

「契約概要2. 補償内容について(2) 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

### 13. 解約と解約返戻金について

「契約概要9. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について」をご確認ください。

### 14. 事故が発生した場合について

#### (1) 事故の通知について

保険契約者または被保険者は、損害が発生したことを知った場合には、遅滞なく、取扱代理店または弊社に通知していただく必要があります。正当な理由がなく、損害の発生に関するご通知がない場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### (2) 損害防止義務および損害防止費用について

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合には、損害の発生および拡大の防止に努めていただく必要があります。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、損害の発生および拡大の防止を行わなかった場合は、弊社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### (3) 他の保険契約等がある場合の保険金支払について

他の保険契約等（この保険で補償する損害と同様の損害を補償する他の保険契約または共済契約）がある場合で、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、保険金の種類ごとに定める支払限度額を超える場合は、弊社は、以下の額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額

# 個人情報取扱説明書

## 【個人情報の取扱いについて】

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

### 1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6) 上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

### 2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なもの、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

### 3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要の場合（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）
- (5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合  
詳細につきましては一般社団法人 日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。
- (6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

### 4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

ホームページアドレス：<http://www.jihoken.co.jp/>

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

この保険契約の保険金の種類ごとに定める支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

### (4) 代位について

損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合で弊社がその損害に対して保険金を支払った場合は、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、以下の額を限度とします。

#### ① 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

#### ② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

### (5) 保険金の請求書類について

保険金のご請求にあたっては、所定の保険金請求書に加えて、弊社が求める書類をご提出いただきます。

本人確認書類	印鑑証明書、商業・法人登記簿謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関（所管の警察署、消防署等）の証明書、またはこれに代わるべき書類など
損害の対象および程度を確認できる書類	損害の程度を証明する書類（修理不能証明書、修理見積書等）、損害品の写真、領収書等の損害品の価格を確認できる書類、償却資産課税台帳など
関連して支出した費用を確認できる書類	費用請求書、実際に支出した費用の領収書など
他の保険契約等の内容および内容を証する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書など

(※) 事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。

### (6) 保険金のお支払時期について

弊社は、「(5) 保険金の請求書類について」に掲げる書類をご提出いただいた日（請求完了日）から、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、別途、その旨を被保険者へお知らせし、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。

### (7) 時効について

保険金の請求権は、普通保険約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間で消滅します。3年を経過した場合は、時効により保険金をお支払いできなくなりますので、十分ご注意ください。

## 15. 財産状況の変化による保険金の削減について

引受保険会社の経営が破綻した場合などには、保険金、返戻金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員などの数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所などが締結した契約に限ります。)) またはマンション管理組合である場合には、この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金などは原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%）まで補償されます。

## 16. 保険証券などについて

保険証券は保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および添付されている普通保険約款・特約をご確認の上、大切に保管ください。

## 17. 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の業務の代理、事務の代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 18. 苦情・ご相談窓口について

「契約概要10. 苦情・ご相談窓口について」をご確認ください。